

IMO 第 78 回会合海洋環境保護委員会（MEPC 78） 主な審議結果

（１）地中海における燃料油中硫黄分濃度の規制強化

今次会合では、地中海周辺の大気汚染の削減を目的として、欧州及び地中海沿岸諸国から、地中海全域を硫黄酸化物に係る排出規制海域（燃料油中硫黄含有率を 0.10% 以下に規制）に指定することが提案されました。

審議の結果、この提案が合意され、地中海全域を硫黄酸化物に係る排出規制海域に指定するための MARPOL 条約附属書 VI の改正案が作成・承認されました。この条約改正案は、本年 12 月に開催される次回会合（MEPC 79）で採択されることが見込まれます。なお、この条約改正の発効日は、MEPC 79 で決定することが合意されました。

（２）船舶からの海洋プラスチックごみ対策関係

今次会合では、漁具の海洋投棄対策として漁具に所有者を示すマーキングを求めることについて審議を行いました。条約改正による義務化を支持する国が多かったことから、汚染防止・対応小委員会（PPR）において、MARPOL 条約附属書 V 及び関連ガイドラインの改正案を作成することが合意されました。また、短期的対策として、国連食糧農業機関（FAO）が策定した漁具マーキング自主的ガイドラインの実施を促すための回章を PPR で作成することにも合意されました。

さらに、各国に対し、漁業の多様性や考慮されている技術的・法的な事項を含め、漁具マーキングの実施状況や方法、経験に関する情報を PPR に提出することが求められました。

（３）船舶バラスト水規制管理条約関係

2017 年 9 月に発効した船舶バラスト水規制管理条約に基づき、バラスト水※に含まれる外来生物の海域間の移動を防止するため、外航船舶に対してバラスト水処理装置の搭載等が義務付けられています。条約の発効から当面の間は、条約の履行状況を把握し、条約の見直しに生かすための経験蓄積期間とされています。

今次会合では、条約の見直しに関する今後の検討の進め方として、通信部会を設置し、条約レビュープランを検討することになりました。

※バラスト水：船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「重し」として出し入れする海水

（４）排出ガス洗浄装置に関するルールの調和

船舶の排出ガスに含まれる硫黄酸化物（SOx）による健康被害を防ぐため、多くの外航船舶が排出ガス洗浄装置（EGCS）を使用しています。その一方で、排出ガスの

洗浄に使用された「排水」が海洋環境に与える悪影響を懸念して、排水の排出を禁止している国もあります。

これまでは、各国がばらばらに排水規制の必要性の判断を行ってきましたが、今次会合においては、判断方法を統一するためのガイドラインを策定しました。このガイドラインは我が国が作成を主導して作成したもので、EGCS の排水が海洋環境に与える影響の評価方法を定めるものです。

今後は、世界的に統一された評価方法に基づき、EGCS の排水規制を導入しようとする国々がその規制の必要性を判断することが期待されます。

(5) バイオ燃料の使用に関する統一解釈の採択

MARPOL 条約附属書 VI の第 18.3.2.2 規則では、石油を精製すること以外によって得られる燃料を使用する場合には、第 13 規則に定める NOx の放出基準を超えることがあってはならないと規定されております。本年 4 月に開催された第 9 回汚染防止・対応小委員会（PPR9）において、国際船級協会連合（IACS）がバイオ燃料を使用する場合や、バイオ燃料を化石燃料と混ぜて使用する場合に MARPOL 条約附属書 VI 第 18.3.1 規則及び第 18.3.2.2 規則をどのように適用するのかを明確化する提案を行い、統一解釈案が合意されました。

今次会合では、当該統一解釈案が PPR9 から上程され、書面審議に付され、審議の結果、当該統一解釈案が採択されました。統一解釈の運用は、以下のようになります。

- 承認済の原動機取扱手引書における NOx 重要構成部品、設定値又は運転値に変更がない場合、バイオ燃料の混合比率に関係なく、第 18.3.2.2 規則に定める「当該燃料を使用することにより NOx 規制値を超えないこと」とする要件は課されない。
- 承認済の原動機取扱手引書における NOx 重要構成部品、設定値又は運転値に変更がある場合であって、バイオ燃料が 30%超（体積比）の混合燃料を利用する場合には、上記の第 18.3.2.2 規則の要件は課されるが、NOx テクニカルコードの 6.3 に従った簡易計測法等による確認でよい。

(6) 船用燃料のライフサイクル GHG 排出量評価

本年 3 月に開催された第 13 回 GHG 中間作業部会（ISWG-GHG 11）の結果が報告され、我が国がオーストラリア、ノルウェー、EC（欧州委員会）とともに作成した船用燃料のライフサイクル GHG 排出量評価（LCA）ガイドライン案をベースとして、通信部会（CG）において検討を進めていくことで合意されました。

(7) 既存船燃費規制（EEXI）及び燃費実績（CII）格付制度

2021 年 6 月に開催された海洋環境保護委員会第 76 回会合（MEPC 76）において、既存船燃費規制（EEXI）及び燃費実績（CII）格付制度を MARPOL 条約附属書 VI に取り入れる条約改正案が採択されました。

今次会合では、その施行に必要となる各種ガイドライン等が承認されました。

以上